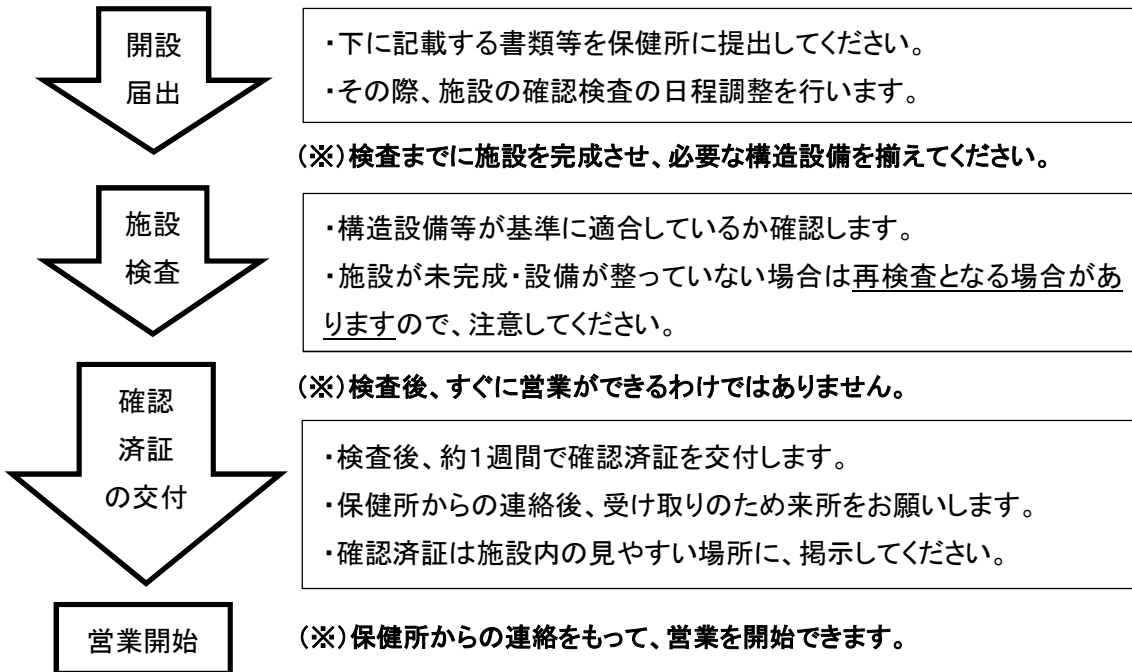


クリーニング所を開設される方へ

<営業開始までの流れ>



届出の時期は、営業開始予定日までの日程に余裕を持ってお願いします。

※事業譲渡(既存の開設者から営業を譲り受けること)による届出を考えている方は、事前にご相談ください。届出に伴う添付書類や手数料が変わることがあります。

<開設届出>

開設の届出にあたっては、次のものがが必要です。(クリーニング業法施行規則第1条の3関係)

チェック欄	必要書類等	備考
1 <input type="checkbox"/>	クリーニング所開設届出書	【2部】
2 <input type="checkbox"/>	クリーニング所の平面図、付近見取図 ※設計図、住宅地図等の添付でも可 (図中に詳細事項を追記してください。p.5 参照)	【2部】
3 <input type="checkbox"/>	クリーニング師の免許証	【原本】 原本は届出時に確認後、返却します
4 <input type="checkbox"/>	届出をする営業者が他にクリーニング所を開設又は無店舗取次店を営んでいるときは、その名称、所在地、従事者数、クリーニング師名等を記載した書類	【2部】
5 <input type="checkbox"/>	手数料	16,000 円(新規手数料) 12,900 円(事業譲渡によるもので、構造設備に変更がない場合)

<使用前検査の確認事項>

クリーニング業法第3条、吹田市クリーニング業法施行条例第3条

- (1)業務用の機械として洗たく機及び脱水機をそれぞれ少なくとも1台は備えること。(ただし、脱水機の効用を有する洗たく機を有する場合は、脱水機は備えなくてもよい。)
- (2)クリーニング所及び業務用車両並びに業務用の機械及び器具は、清潔を保つことができる構造であること。
- (3)洗たく物を洗たく又は仕上げを終わったものと終わらないものを区分できる設備を有すること。
- (4)洗たく物をその用途に応じ区分して処理できる設備を有すること。
- (5)洗場の床は、不浸透性材料(コンクリート、タイル等の水が浸透しないもの)で築造され、これに適当な勾配をつけ、水が停滞しない構造とすること。また、排水口を設けること。
- (6)感染性の疾病の病原体による汚染のおそれのあるものとして厚生労働省令で指定する洗たく物を取り扱う場合においては、その洗たく物は他の洗たく物と区分できる設備を有すること。また、これを消毒する具体的方法を有すること。
- (7)クリーニング所と住居その他の施設が区分されていること。
- (8)換気、採光及び照明が十分に行うことができる施設構造であること。
- (9)洗場の内壁は、床面からの高さが1メートルまでの部分は、不浸透性材料で造られていること。
- (10)仕上げ場を有すること。
- (11)洗濯物を収納する容器(運搬容器を含む。以下同じ。)その他の設備は、洗たくの終わったものと終わらないものに区分できる設備を有すること。
- (12)洗たく物を収納する容器その他クリーニング所内の設備を消毒する薬品を備えること。
- (13)テトラクロロエチレンその他の塩素系有機溶剤を使用するクリーニング所にあつては、ドライクリーニングを行うための機械に排液処理装置を設置すること。

<よくあるご質問>

Q 1 免許証を紛失したのですが。

A 1 免許を取得した各都道府県へ、再交付の手続きについてお問い合わせください。

Q 2 免許証に記載されている氏名に変更があるのですが。

A 2 氏名に変更があることが分かる公的な証明書(戸籍謄本、戸籍抄本等)と変更前の免許証を併せて提出してください。なお、免許証の書換え交付の手続きについては免許を取得した各都道府県へお問い合わせください。

Q 3 開設者(届出者)の名義を変更したいのですが。

A 3 事業譲渡(既存の開設者から営業を譲り受けること)を除く、法人から個人へ、個人から法人へ、個人Aから個人B(相続除く)への変更は、旧の開設者が廃止し、新の開設者が新たに開設の手続きをする必要があります(廃業新規)。法人間の合併・分割、個人間の相続については保健所へお問い合わせください。

※ 旧の個人開設者が生前に、相続人に相続承継すること(いわゆる生前贈与)はできません。

Q 4 保健所の確認を受けて既に営業している施設を、同一の場所で建替える又は別の場所へ移転する場合は。

A 4 旧の施設を廃止し、新たに保健所(移転の場合は移転先の管轄保健所)へ開設の手続きをしてください。

＜記入例＞

様式第1号

新規	事業譲渡 (構造変更有)	事業譲渡 (構造変更無)
----	-----------------	-----------------

記入しないでください。

クリーニング所開設届出書

年 月 日

吹田市保健所長 宛

届出者（営業者） 住 所 吹田市江坂町〇ー〇

(フリガナ) カギシカ イヤ 〇〇

氏 名 株式会社 〇〇 スイタ タロウ

代表取締役 吹田 太郎

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

営業者(届出者)が個人の場合は
本籍、生年月日を記入してください。
法人の場合は記入不要です。

本 籍 (都道府県名) 大阪府

生年月日 〇〇年 〇月 〇日

クリーニング業法第5条第1項の規定により、次のとおりクリーニング所の開設の届出をします。

フリガナ	フリガナ 〇〇 クリーニングショ			
名 称	〇〇クリーニング所			
所 在 地	吹田市江坂町〇ー〇			
電 話 番 号	06-6385-〇〇〇〇 (現に公開中又は公開予定の電話番号)	開設予定年月日	〇〇年〇〇月〇〇日	
F A X	06-6385-〇〇〇〇	メールアドレス	〇〇@〇〇.jp	
管 理 人	フリガナ	スイタ ハナコ	本 籍 (都道府県)	大阪府
	氏 名	吹田 花子	生年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
	住 所	吹田市片山町〇ー〇		

新規開設 事業譲渡 (該当する方にチェック☑してください。)

- ・新規開設の場合は以下すべて記載してください。
- ・事業譲渡の場合は、譲り受けたものから変更がない場合に限り、*印の事項は記載を省略、裏面に示す添付書類1～3は添付を省略することができます。

従 事 者 数 *	(3)人 (内クリーニング師数1人)		
種 別 *	ドライ・ランドリー・リネンサプライ・仕上げ・取次のみ・その他 ()		
消毒洗濯物取扱い*	有	無	おしぼり・タオル・おむつ・パンツ・病院療養寝具類・その他 ()
洗濯物の処理を行う クリーニング所	名 称	〇〇クリーニング所	
	所 在 地	吹田市江坂町〇ー〇	

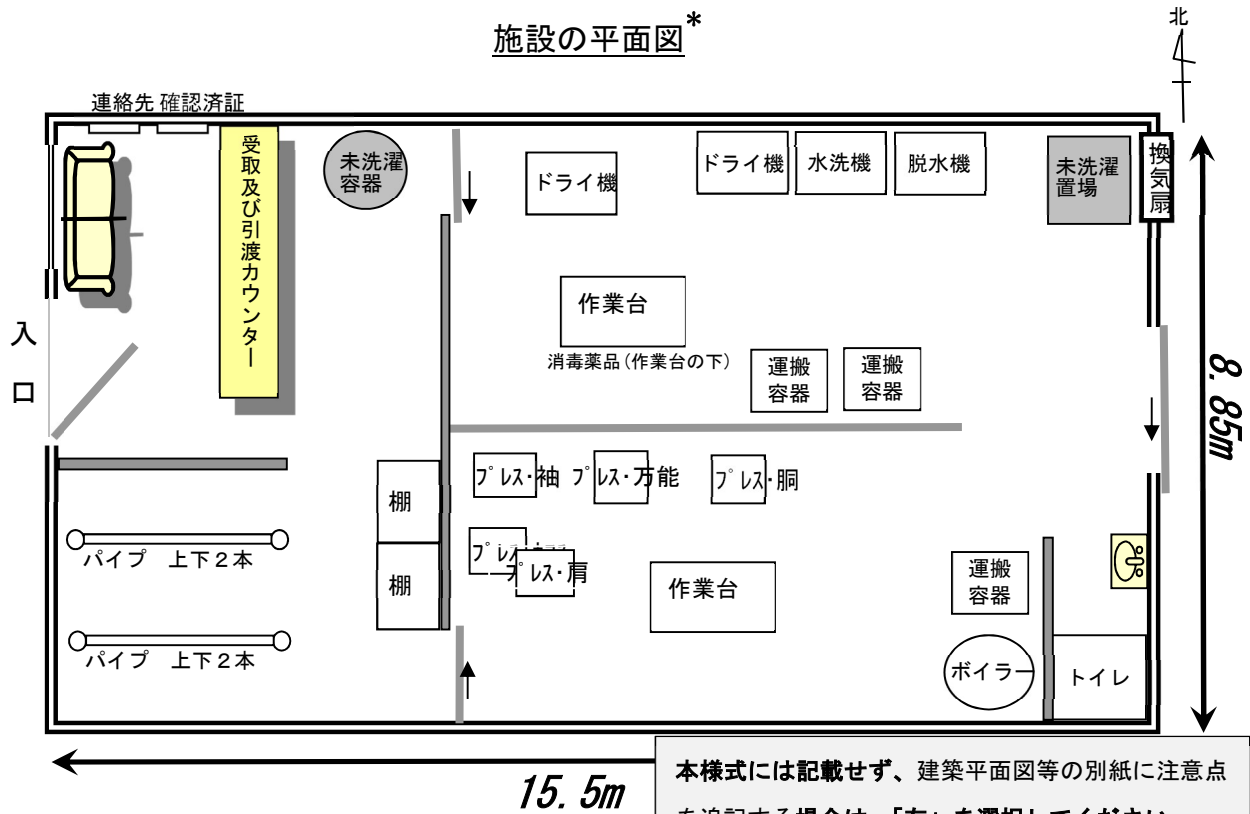
指定洗濯物を取扱わない場合は、
無としてください。

* 構 造 設 備	営業面積 (137.2) m ²		仕上げ品置場 棚 (2) 個 パイプ (4) 本				
	未洗濯物置場 (2) 個		ボイラー 卓上 (0) 台 据付 (1) 台				
	水洗洗濯機 (1) 台 (脱水機付き (1) 台)			脱水機 (1) 台			
	プレス機 カフス (1) 台 胴 (1) 台 万能 (1) 台 袖 (1) 台 肩 (1) 台						
	ドライ機	溶 剤 名	機 械 様 式 (ホットタイプ、 コールドタイプ、 他)	能 力 (kg)	製 造 年	排 液 処 理 装 置 様 式 ※テトラクロロ エチレンその他 の塩素系有機溶 剤を使用する場 合のみ記入	排気回収装置
	1	テトラクロロエチレン	ホットタイプ	20	2008	活性炭	<input checked="" type="checkbox"/> ・ 無
2	石油系	コールドタイプ	15	2010		有 ・ <input type="checkbox"/> 無	
3						有 ・ 無	
* ク リ ー ニ ン グ 師	フリガナ	スイタ ジロウ		本 籍 (都道府県名)	大阪府		
	氏 名	吹田 次郎		生 年 月 日	〇〇年〇〇 月〇〇日		
	住 所	吹田市出口町〇—〇					
	免 許	都道府県名 (大阪府) 登録番号 (第9999号) 登録年月日 (〇〇年〇〇 月〇〇日)					
	フリガナ			本 籍 (都道府県名)			
	氏 名			生 年 月 日	〇〇年〇〇 月〇〇日		
住 所							
免 許	都道府県名 () 登録番号 (第 号) 登録年月日 (年 月 日)						
他のクリーニング所の開設又は無店舗取次店の営業の有無				<input checked="" type="checkbox"/> ・ 無	詳細は別添のとおり*		

添付書類

- 1 施設の平面図及び付近の見取り図 2部 (次頁に記載している場合は不要)
- 2 クリーニング師の免許証 【原本】
- 3 届出をする営業者が他にクリーニング所を開設又は無店舗取次店を営んでいるときは、その名、所在地、従事者数、クリーニング師名等を記載した書類 2部
- 4 事業譲渡の場合、事業を譲り受けたことを証する書面

施設の平面図*

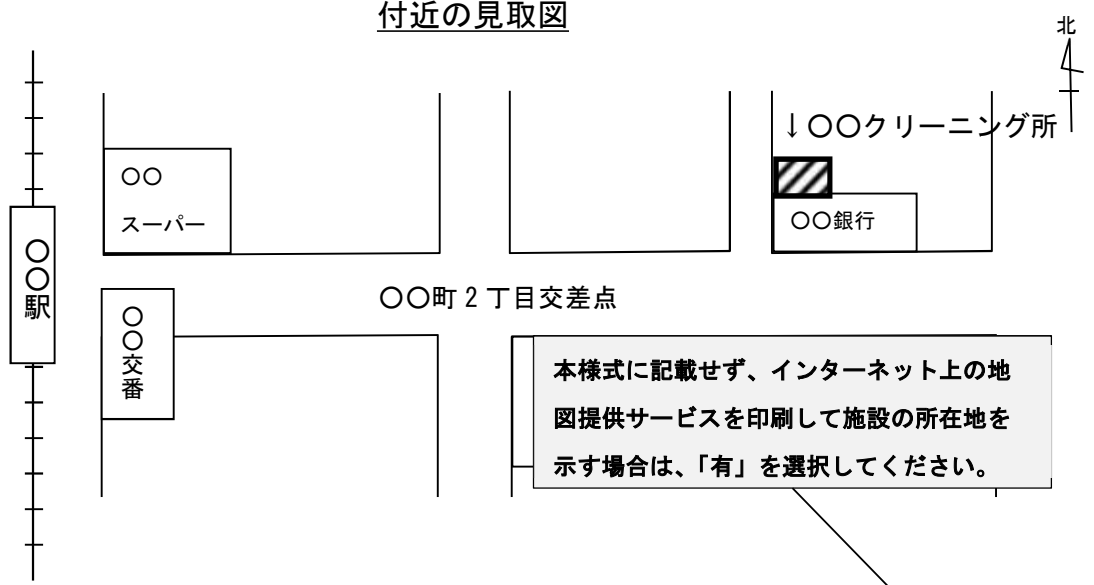


本様式には記載せず、建築平面図等の別紙に注意点を追記する場合は、「有」を選択してください。

- 注意点
- 1 クリーニング所の面積の計算の根拠となる寸法を記入すること
(寸法は壁の中心から中心までの距離ではなく、室内の実寸法です)
 - 2 洗たく機、脱水機、プレス機、ボイラー、運搬容器、未洗濯容器、未洗濯置場、パイプ、棚、消毒薬品、換気扇の位置、
確認済証・クリーニング所の連絡先(クリーニング所名称、所在地及び電話番号)の掲示位置を明示すること

別紙参照 有・無

付近の見取図*



本様式に記載せず、インターネット上の地図提供サービスを印刷して施設の所在地を示す場合は、「有」を選択してください。

別紙参照 有・無